

## 基本理念

# 「人の育成」と「活動の支援」

青少年が将来に夢と希望を持ち、生きる力を身に付けながら、これからの社会を構成する担い手として自主的、主体的に社会参画できるように、社会全体で体制を整え、見守り支援していくことを目指します。

### 基本目標1 次代を担う青少年の健やかな成長を支援する

青少年自身が主体性と責任を持って行動し、社会に参画していけるように支援していきます。また、多様な経験を通して、青少年が「生きる力」を身に付けることができるよう支援していきます。

### 基本目標2 社会全体で青少年の活動を支援する

家庭・地域・学校や関係機関などが連携し、社会全体で青少年が成長できるよう支援していきます。

### 基本目標3 青少年が抱える課題の解決を支援する

青少年一人ひとりが本来潜在的に持っている力を引き出し、自らの力で課題を解決していけるように支援していきます。



高槻市マスコットキャラクター はにたん

# 第4次高槻市青少年育成計画

## 概要版



高槻市 教育委員会事務局  
地域教育青少年課

〒569-8501 高槻市桃園町2番1号  
TEL 072-674-7654  
FAX 072-674-7645

令和3年(2021年)3月

 **高槻市教育委員会**  
Takatsuki City Board of Education

## 計画の策定にあたって

急速に進展する少子高齢化や情報化、いじめ・不登校・児童虐待等の問題に加え、近年、自然災害の増加や感染症の流行など、新たな課題が顕在化しており、青少年を取り巻く環境は未だに多くの課題を抱えています。

このような青少年を取り巻く現状や課題を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立に向けた取組をさらに進めるため、今後の方向性を定める必要があります。

青少年が将来に夢と希望を持ち、生きる力を身に付けながらこれからの社会を構成する担い手として自主的、主体的に社会参画できるように、実情に即した青少年健全育成に資する取組を横断的に推進するため、第4次高槻市青少年育成計画を策定しました。

### 計画の位置づけ

- ・高槻市青少年健全育成条例第10条に基づく、青少年施策についての基本的な方向性を示す計画
- ・「第6次高槻市総合計画」に基づき、総合的に青少年施策を推進するための計画

### 計画の期間

- ・令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間
- ※社会環境の変化などに応じて、見直しを検討します。

### 計画の対象

- ・0歳～おおむね30歳未満
- ※ただし施策によっては憂慮すべき社会の状況を考慮し40歳未満の者も対象とします。

## 高槻市青少年健全育成条例とは

青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務を明らかにし、市の基本施策を定めてこれを推進するとともに、市民相互の連携による自主的な活動を促進し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

## 計画の体系

### 基本目標

次代を担う  
青少年の  
健やかな  
成長を支援する

社会全体で  
青少年の  
活動を支援する

青少年が  
抱える課題の  
解決を支援する

### 基本施策

豊かな心と健やかな  
体の育成

社会の変化に対応  
できる力の育成

社会的・経済的な  
自立の支援

子どもを育む  
家庭づくり

青少年を育成する  
地域力の強化

人権と生活を守る  
ための支援

非行防止活動の  
充実

### 施策の方向性

青少年の健康づくり  
文化・芸術の体験

多様な活動機会の提供  
学習機会の提供

ボランティア活動、社会経験の推進  
就労の支援

子どもの成長を支える家庭づくり

青少年関係団体との連携  
地域力を生かした青少年の育成  
安全・安心な環境づくり

児童虐待・DVの防止  
いじめ・不登校対策  
相談・支援体制の強化

非行防止の啓発強化

基本理念「人の育成」と「活動の支援」

### 計画の推進と評価

行政、関係機関、地域などが連携しながら、各種の取組を推進します。

また、本計画の進行管理については、「高槻市青少年育成計画推進委員会」を設置し、毎年度取組の実施状況の把握に努めるとともに、「高槻市青少年問題協議会」において、取組状況の評価等の審議を行います。